

1. 議事日程（令和6年第1回北広島町議会定例会）

令和6年3月13日
午前10時開議
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|------|--|
| 伊藤立真 | 学校部活動の現状と地域移行への考えを問う |
| 美濃孝二 | ①災害に強い北広島町へ、備えは大丈夫か
②令和6年度の施政方針について問う |
| 宮本裕之 | ①障害者福祉推進のための農福連携を
②第2次ほ場整備事業の推進と課題を問う |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 亀岡純一 | 2番 伊藤立真 | 3番 敷本弘美 |
| 4番 中村忍 | 5番 佐々木正之 | 7番 美濃孝二 |
| 8番 梅尾泰文 | 9番 伊藤淳 | 10番 服部泰征 |
| 11番 宮本裕之 | 12番 湊俊文 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 村竹明治	大朝支所長 沼田真路	豊平支所長 熊谷忠明
危機管理課長 野上正宏	総務課長 川手秀則	財政政策課長 国吉孝治
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 矢部芳彦	税務課長 植田優香
町民課長 大畑紹子	福祉課長 芥川智成	保健課長 迫井一深
環境生活課長 出廣美穂	農林課長 宮地弥樹	商工観光課長 中川克也
建設課長 竹下秀樹	消防長 笠道宏和	学校教育課長 植田伸二
生涯学習課長 小椿治之	会計管理者 細居治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言してください。皆様のご理解とご協力をお願いをいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。質問時間は30分です。質問及び答弁においては、マイクを正面に向けて簡潔に行ってください。2番、伊藤立真議員の発言を許します。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。今日は、先に通告しております、学校部活動の現状と地域移行への考えについて質問を進めていきます。令和4年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン、これがスポーツ庁・文化庁から示されております。この概要は、少子化が進む中、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があるとし、その際、生徒の自主的で多様な学びの場である部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要としております。また、この新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインは、令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定された運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを統合した上で全面的に改訂されたもので、これに学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について国の考え方を提示したとあります。部活動の地域移行に当たっては、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識のもと、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域の実情に応じて、生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要としております。このような状況において、現在の学校部活動の現状、本町の学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動へ向けた環境整備、これらに向けた北広島町の取組の考え方について、今回は運動部活動が主となりますけれども、質問してまいります。まず、現在の各中学校の部活動、これは運動部、文化部共にですけれども、その数と生徒数の数をお伺いします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 芸北中学校は、運動部が4つで32名、拡大運動部が1つで2名、文化部はありません。拡大と言うのは、他の部活と兼ねているものです。大朝中学校は、運動部が3つで27名、文化部が1つで4名、千代田中学校は、運動部が9つで132名、文化部が2つで33名、豊平中学校は、運動部が5つで63名、拡大文化部が1つで12名です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、町内の各中学校の運動部の数と生徒数をお伝えいただきました。この部活クラブなんですけども、平成30年と比較してどうなのか、そのクラブの数と生徒数の動向をお聞かせいただければと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 部活動の数は、平成30年と比較し、令和5年5月1日時点で、運動部、文化部とも変動はありません。その後、8月に運動部が1つ廃部となっています。生徒数は、平成30年との比較で、運動部は85名の減少、文化部は24名の減少です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、これからちょうど6年前になりますけども、平成30年と現在の運動部の子どもたちの数、文化部の子どもたちの数お知らせいただきました。85名運動部で減ってる。それだけ部活動の現状が厳しくなっているということがうかがえるかと思います。部活の数と人数調べたところ、先ほど紹介したクラブの数が21になろうかかと思いましたが、その中で人数が増えているものというのは5クラブなんです。あとは全て減少という現状です。実態として学校における部活動の課題や懸念を伺ってみたいと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 生徒数の減少やクラブチーム等への参加による部員の減少に伴う団体競技活動の制限、また、生徒数減少に伴う教職員配置の減少による顧問配置の困難さ、教職員の長時間勤務、部活動に対する生徒、保護者ニーズの多様化などが挙げられます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） やっぱり部員の減少に伴う団体競技活動の制限あたり、このあたりが一番のキーになってくるのかなと思います。さて、令和4年6月6日に公開された公立中学校における運動部活動を対象にした地域移行に関する検討会提言、これサブタイトルが「少子化の中、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けて」というのがあるんですけども、これちょっとまとめてみました。運動部活動の意義について、生徒のスポーツに親しむ機会を確保し、自主的・主体的な参加による活動を通じ責任感、連帯感を涵養し、自主性の育成にも寄与していること。人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制と信頼感、一体感の醸成を挙げております。これらの意義に対する運動部活動の課題として、近年特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行していること。競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日を含めた部活動の指導が求められたりするなど、教師にとっては大きな業務負担となっていること。地域ではスポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではないことを挙げております。提言では、課題に対する対応として、平成30年3月に示された運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに沿って、学校と地域が協働、融合した形で、地域におけるスポーツ環境整備を進める。令和2年9月に示された学校の働き方改革を踏まえた部活動改革については、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る。中央教育審議会

や公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正案に関わる国会審議で、部活動を学校単位から地域単位の取組とする。こういった旨が指摘されているとあります。提言では、目指す姿として、少子化でも将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保すること。スポーツは自発的な参画を通して、楽しさ、喜びを感じることに本質があること。地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保することとしています。これらのことから、運動部活動の地域移行に関する方向性として示されたのは、まず、休日の運動部活動から段階的に地域移行することを基本とすること。目標時期を令和5年度の開始から3年後の令和7年度末をめどとすること。休日の運動部活動の地域移行進捗状況等を検証して平日部活動の地域移行をできるところから取り組むこと。地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも取り組むこと。多様な方法があることを強く意識した地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進を挙げています。ちょっとまとめてみましたが、以上のようなことで内容的に間違いはないでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 議員ご指摘のとおりでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） おおむね長い長いボリュームの取りまとめなので、ちょっと足りないところもあるかもしれませんが、おおむねこういった内容での提言ということになります。提言では、令和5年度から令和7年度末までを休日の運動部活動の地域移行に向けた改革集中期間としており、この間にガイドラインの改定や地方公共団体における推進、計画の策定、実施、公的な支援を示しています。北広島町においても令和7年度末までとする目標時期に合わせて、運動部活動の地域移行に向けた改革を進める考えでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 現状、部活動は、学習指導要領における学校教育活動の一環であり、中学校は教育課程との関連を図りながら、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現に取り組んでいます。その中で、現在求められている国の部活動ガイドラインに定める休日部活動の段階的な地域移行の実現に向けましては、地域における受け皿・指導者・予算・施設の確保・大会の在り方などの課題がございます。具体的には、学校管理下外における事故への対応、学校教育・指導内容の担保、生徒個人情報取り扱い、移手段・施設会場の確保及び経済的な負担などについて一つ一つ整理した上で、持続可能な形として構築していかなければなりません。国における具体的な財政面での支援措置、広島県としての具体的な方針が定まらない中で、令和7年度末までにこれらの諸課題を解決することは、現状困難であると考えています。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 具体的な課題というか、問題点もきちんと把握をされております。中山間地域は改革推進期間から除かれているということではありますけれども、中山間地域こそ深刻かなというふうな思いがあります。運動部活動の地域移行に向けた改革の手順の流れの中で、都道府県のスポーツ・文化振興担当部署に対して協議会の設置や方針の提示、情報発信が求められています。広島県では、どのような取組がされているのか、分かれば教えてください。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 広島県では、各市町の首長部局及び教育委員会の中学校部活動の地

域移行に係る担当者を対象とした会議や運動部活動の指導者研修会の開催、市町の取組についてのアンケートなどを実施されています。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 前段の中にもちょっとあったと思うんですが、広島県自体がどういった方向に進んでいくのかというのがまだ明らかではないのかなというふうな思いもあります。この手順の流れの中で、市区町村に対してスポーツ・文化振興担当部署は、市区町村ですね。教育委員会等とも連携して協議会を設置すること、その協議会は、関係者へのヒアリング等を実施し、ニーズや課題を把握すること。スポーツ・文化主幹課では、手引きやホームページの作成、説明会の実施等々して情報発信をするといった例が示されています。北広島町では、休日の運動部活動の地域移行に向けた協議会の設置に向けた取組はされているのでしょうか。されているのであれば、その内容をお聞かせいただきたいですし、されていないのであれば、その理由と今後に向けた考えをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 本町におきましては、首長部局であるまちづくり推進課、教育委員会部局である学校教育課、生涯学習課及び中学校長会代表で検討会を設置しています。現在の取組としましては、定期的な情報共有と連絡調整、休日の部活移行に向けた課題解決の方向性の整理を行っています。また、町内で、地域移行の受け皿となり得るスポーツ団体の調査を行うとともに、いただいた情報を基に町内スポーツ団体を一覧できる情報ページ「Enjoyきたスポ」を町のホームページに公開しています。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） まだ協議会という形ではないけども、検討会で情報共有をされているというふうに受け取ります。国としてはガイドラインに示しているとおおり、部活動の地域移行に当たっては、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるということを考えているというふうに読み取れます。提言においても、地域におけるスポーツ環境の在り方やスポーツ団体の整備・充実、スポーツ指導者の確保、スポーツ施設の確保、地域スポーツにおける会費の在り方や大会、先ほどありました保険ですね、こういった在り方など解決すべきことは本当に多岐にわたると思います。地域や学校の環境や事情が異なる中で、なかなかすぐにはできないことではないというふうには思いますけども、あるべき方向に向けて準備をしていかなければならないとも強く思います。地域や学校の環境や事情が異なる中でなかなか大変だと思いますけども、ガイドラインでは、休日の地域クラブ活動の移行モデルとして市区町村主体や総合型地域スポーツクラブが主体、あるいは民間事業者等主体で地域クラブ活動を行い、そこに中学校を参加させるものを示しています。これが困難な場合には地域の人材を活用した学校部活動の地域連携を示してもおおります。北広島町で運動部活動の地域移行に取り組むということ考えた場合に各地域で状況が異なるというふうに思います。どのようなことが課題だとお考えか、また課題があるとするならば、その解決に向けた取組は、どのように想定されるのか伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 議員ご指摘のとおり、町内におきましては、千代田地域と他の地域では状況が異なります。千代田地域では、生徒のクラブチーム等への参加が見られること、指導教職員の不足等により今年度から部活への加入を任意とし、その中で一部活動に制限の見られる部活動がございます。千代田以外の3地域は生徒数が少なく、限られた部活動の中で、合

同チームを編成するなど活動が大きく制限されています。生徒数の増加も見込まれず、部活動の縮小が危惧されます。生徒のスポーツ・文化活動の機会を確保する上で、地域連携や地域クラブ活動への移行は解決に向けた取組であると考えておりますが、先に申し上げましたとおり、解決すべき課題が多い状況です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 私たちが中学生の頃の状況と今の状況随分違うんだなというふうなことを強く感じます。自分たちが中学生の頃、よもやこういうふうなことが話題になるのを想像もできなかった。そんな気がします。それだけ今、本当に少子化というのが深刻ということになるのかと思います。先ほど回答いただいた中で、なかなか解決すべき課題が多い状況ですよというお話ありましたが、解決すべき課題が多いからこそ、提言にある課題解決の対応として、前段で回答のありましたまちづくり推進課、学校教育課、生涯学習課、中学校校長会代表で構成する検討会ですね、これに地域スポーツクラブ等を含めた協議会を組織して学校と地域が協働・融合した形で地域における環境整備を進められたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 議員ご指摘のとおり、国のガイドラインにも地域スポーツクラブも含めた協議会の設置が示されています。先ほど申しました町の検討会を年度も変わり、組織、メンバーの変更も考えられることから、来年度の早い時期に開催したいと考えておりまして、その中で議題として取り上げ、検討させていただきます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 一歩進みそうな感じで受け取ります。この運動部活動の地域移行に向けたクラブ改革については、フェイスブック上なんですけども、部活動と地域スポーツクラブの関係を考えるという公開グループがあります。よく見てるんですけども、部活動の地域移行に関連する全国各地の実態や取組状況、課題や問題提起など情報共有が図られております。この公開グループに参加しているメンバーは、今は1万7000人です。いろんな情報が飛び交ってます。スポーツ庁と文化庁がガイドラインを示し、検討会議からの提言も示されたことから、部活動の地域移行に向けた取組は進んでいくというふうに考えています。北広島町内でも、これまでに考える会というのが2回開かれています。1回目は、学校部活動改革 学校部活動地域移行へ向けた地域スポーツを考える会というのをタイトルに、昨年、令和5年9月11日に開催されました。どんぐりクラブ屋台村主催のこの会では、スポーツ庁地域スポーツ課鴨志田課長補佐から基調講演がありまして、シンポジウムでは鴨志田課長補佐、広島経済大学のスポーツ経営学科渡辺准教授、北海道幕別札内スポーツクラブの小田部活の在り方検討支援アドバイザー、どんぐりクラブ屋台村前迫理事長が意見交換をしております。2回目は、中学校部活動改革勉強会ということタイトルに今年1月24日に開催されています。どんぐりクラブ屋台村からの依頼を受け、スポーツコミッションどんぐり財団が開催したこの会では、部活動の場が指導者を含め、学校から地域に単にスライドするというのではなく、部活動含め中学生の放課後の過ごし方を地域でどう守っていくのかということを考えるものでした。コーディネーターの渡辺准教授から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインの概要と、准教授が豊平地域の小学生・中学生の保護者を対象に調査した結果の報告も中でありました。報告の中で、保護者が運動部活動の地域移行についての認知、これが50%程度であったこと、移行後の期待、これが50から60%あるということなどが報告をさ

れております。地域内外の保護者や学校関係者、スポーツクラブ関係者や地域住民の方々が参加したこの考える会の意見交換では、地域移行に対する期待と不安、学校生活との関係、移動手段など様々な意見がありましたが、まずは、子どもたちの思いを知ることがスタートではないかという話で締めくくられました。学校部活動の地域移行が進められていることをまずは知ってもらうことが重要なのかなと思います。それぞれの学校で、生徒、保護者、教職員に対して、学校部活動の地域移行について認知の有無や現在の部活動の現状や取り組みたい内容、今後の在り方などについてアンケート調査を行い、これからの取組に反映させるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 現状、地域移行に向けた本町対応が具現化できない中、現時点での生徒・保護者アンケートの実施は難しいものと考えています。しかしながら将来的に学習指導要領が改訂され、部活動の在り方が大きく変わることを想定し、生徒のスポーツ・文化活動が地域で実施できる環境づくりと準備をすることは大切なことと考えます。今後、部活の地域移行に対する生徒、保護者の不安解消と、生徒のニーズ把握に努めるとともに関係団体への情報提供と連携を図ってまいります。アンケートにつきましては、今後の準備の段階で機会を捉え、実施を検討したいと考えています。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、検討しますよということでしたけども、学校部活動の移行が進められていることをまずは広く知ってもらうことが大事かなと思います。繰り返しになりますけども、町の対応を具現化するための情報収集という位置づけで、認知の有無や今後の在り方などについてアンケートをすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 先ほど議員が申された豊平地域の小学生、中学生の保護者対象の調査には教育委員会としましても協力をさせていただいたところがございます。繰り返しになりますけれども、来年度の町の協議会、早い時期に開催しまして、中学校の意見も踏まえながら、実施について協議させていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 決して焦ることのないように、着実に移行のことは進めていけたらなというふうに思います。ガイドラインや提言、あるいは考える会などから、学校部活動の地域移行について、単に部活動の場が学校から地域にスライドさせることではないというふうに私、受け止めてますけども、町としてはどのように受け止めていらっしゃるか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） ガイドラインでは、部活動を学校単位から地域単位の取組とするとされ、生徒のスポーツ・文化活動を地域の活動として実施できる環境づくりが求められています。今後、学校部活動が見直された後は、学校の授業終了後及び休日の時間、生徒の楽しく体を動かす習慣の形成と体力づくりや多様な文化・芸術に親しむ機会を地域に担っていただくこととなります。本町では、全校に学校運営協議会を設置するとともに地域学校協働活動を進め、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりに取り組んでいます。部活動の地域移行に際しましては、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、現在の部活動が多少違った形になるとしても、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える仕組みづくりを目指してま

いりたいと考えています。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 本当に状況が、本当に地域で支える形を取らざるを得ないというところに進んでいくのかなど。心配でもあり、これを本当に積極的に進めていかなくちゃいけないという気持ちを強くしてます。部活動の地域移行に当たっては、この話が出ると、先ほど話にも出ましたけども、中学校学習指導要領との関係がどの場面でも必ずと言っていいほど出てきています。提言の中でも第9章、これ提言というか、提言11章あるんですけど、11章のうちの9章に出てくるんです、これ。もうちょっと避けてもいいと思うんですけど、学習指導要領含む関連諸制度等の在り方についてこれまとめられています。この中で、平成20年に改訂された中学校学習指導要領の総則で、部活動の意義や留意すべき事項が初めて設けられたとあります。これは、平成20年1月の中央教育審議会答申で、部活動について学校教育の一環として、これまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。こういう理由から設けられたものというふうにあります。この提言では、現行の中学校学習指導要領に部活動が学校教育の一環として位置づけられていることから、部活動は、必ず学校において設置、運営しなければならない、また、教師が指導しなければならないなどの誤解が生じているとの指摘もあるという記述があるんです。対応としては、現行の中学校学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた活動が実施されるべきとし、学校の教職員や生徒、保護者等の理解を促進していく必要があるというふうにしています。学習指導要領の次期改訂における見通しについても触れており、少子化や学校における働き方改革の進展、地域におけるスポーツ環境の整備・充実に伴い、地域においてスポーツ活動や文化活動に参加していく生徒が増えていくことが見込まれるため、このような状況に合致したものにすることが必要があるともしています。中学校学習指導要領が改訂された時に生徒が充実した部活動をすることができる環境を整えておくということは、地域や行政にとって大きな責務だと思います。そこで、学校部活動の地域移行に対する所見をまず教育長に伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（池田庄策） 議員もおっしゃいましたけれども、まず生徒数の減という大きな課題があると思っています。私は、中学2年生の時に芸北中学校が学校統合して、当時は307名の生徒でした。10分の1の今、生徒しかありません。また、生徒数の減もありますけども、議員もおっしゃったように、実際、現在の全て、全国だと思うんですが、中学校の教員の部活に対する意識が当時とはかなり変わっております。そういうことを含めながら、学校部活動は学校管理下であるということが明記をされておりますので、現状ですぐに地域に移行というのはなかなか難しゅうございますし、しかしながら、部活というのは運動部も文化部も大切な教育活動です。現在の学習指導要領が部活を明記してある限り、学校はしっかりそれに向き合い、取り組んでいきたいと思っておりますし、その上で、本町における部活の地域移行は課題は山ほどありますけれども、中学校の意向を酌みつつ、生徒の希望、保護者の願いを考えながら、北広島町では安芸太田町としっかり連携をして、その辺りもカバーできる部分があるんじゃないかと思っておりますので、今後準備をしてまいる予定でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） そうですね。昔と本当に今、子どもたち、保護者、学校そのものの環境とい

うか、状況が本当に大きく変わってきてる。そういった中で、安芸太田町との連携も含めてというふうなお話があったんですけども、どのような連携を想定されてるか、もしお答えできれば、ちょっと伺ってみたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（池田庄策） まだ研究と言うか、協議の段階ですが、なかなか一つの学校では部活動が成立しないという状況が北広島でもありますが、安芸太田町は、さらにその状況がたくさんございます。部活動するには生徒の移動が必要であります。そういう中では、北広島にとっては安芸太田町と一緒にやるのが可能ではないかということで、これまでも安芸太田町教育委員会とも連携して、中学校の校長会もその辺りも話をしてくれておりますので、そういう準備を始めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） これまでの質問の中で、協議会を立ち上げて少しずつ、来年度から話を進めようというふうなお話もいただいておりますので、子どもたちにとって有意義な、有益な形ができればと思います。学校部活動の地域移行については、人員確保や体制、施設を含めた環境整備、公的支援なども求められております。学校部活動の地域移行を国が進める以上、国に相当の負担を要望しなくてはいけないと思いますし、自治体も一定の負担が求められる状況になるのかなということも思います。北広島町への郷土愛を育むことにつながるであろう地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという視点から、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 今年度策定しました第3期教育大綱の中でも申しておりますけども、学校づくりは地域づくりでもあります。学校と地域が双方向で関わることにより、子どもたちは多くの大人に見守られ、元気な大人の姿に憧れ、ふるさとへの愛着を深め、いろいろな体験をすることで、自信と誇りを持ち、北広島町に住み、北広島町のために貢献する子どもが育成できるものと考えています。ふるさと夢プロジェクトでもその一つの取組だと思っております。今後、学校部活動の地域移行を進めていくに当たっては、町としましても町民がスポーツを通じて幸福感、満足感を実感できるまちづくりの実現を目指し、学校、地域の方と一緒に取り組んでまいりたいと考えているところであります。また、学校部活動の地域移行につきましては、今ありましたように、国の財政面での措置が不可欠であり、しっかりと働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、本当に思いを語っていただきました。繰り返しにはなりますけども、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があるところから、学校部活動の地域移行について取組が全国的に急がれているのかなというふうに思います。学習指導要領が改訂された時に生徒が充実した部活動をすることができる環境を整えておくこと。慌てて対応するんじゃなくて、あらかじめしっかり準備をしておくこと。北広島町の未来を担う子どもたちのために問題解決を含め、積極的かつ実効性のある取組をぜひ進めていただきたいと思います。ことを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで、伊藤立真議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。10

時 5 5 分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 44分 休憩

午前 10時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。7番、美濃議員の発言を許します。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。今日の一般質問は、災害に強い北広島町へ、備えは大丈夫かについて伺います。今年の元旦、突然の能登地震が全国を震撼させました。最大震度7で、多くの自治体で家屋が全壊、半壊。火災も発生し、震災直後は石川県の2万8655人をはじめ、富山県、新潟県など、5万1605人が命からがら避難し、水も食料も電気もない中、不安で不便な日々を過ごすしかありませんでした。それから2か月半たった3月8日現在、死者241人。安否不明者7人、1次・2次避難者数は約1万80人にも上っています。被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。やっと仮設住宅が供給され始めたとは言え、3月末までに仮設住宅着工1300戸、みなし住宅は県内外で1300戸、県内で公営住宅は900戸が提供可能と言います。連日の能登半島地震の報道に接して、北広島町は大丈夫なのかと不安の声が広がっています。しかし、これは日本のどこでも起こり得ることであり、他人事ではありません。日常の生活を過ごしている時、突然大地震に襲われた時どうすれば良いのか、備えは大丈夫か。今日の一般質問で伺います。まず、北広島町は南海トラフ地震でどの程度の震度、被害を想定しているか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 南海トラフ巨大地震は、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4000m級の南海トラフと呼ばれる海溝を震源とする地震であり、過去にも100年から150年に一度ほどの頻度で南海トラフを震源とする地震が発生しており、今後30年以内に70%から80%の確率で起こるとされております。本町の場合、震度4以下から5強までの揺れが想定され、家屋の倒壊などの建物被害や道路などの社会インフラへの被害が想定されます。なお、広島県地震被害想定調査報告書、こちらは平成25年10月による本町に関する結果、被害が最大となるシーンは冬で深夜、風速11m、液状化による建物被害、全壊が98棟、半壊が382棟、これに伴う人的被害としまして、負傷者が13人、その他、上下水道、電力、通信のライフライン被害や道路被害などが想定をされております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 相当な被害だと。北広島町は震度4以内から5強との想定ですが、タブレットの資料をご覧ください。南海トラフ地震予想と能登半島地震の震度分布図です。能登半島地震では、原発のある志賀町で最大震度7、建物の崩壊等被害が深刻な輪島市、珠洲市、穴水町、七尾町は震度6強で、石川県、富山県、新潟県など震度5強となっています。しかし、南海トラフ地震の予想では、広島県北部は震度5強、南部は震度6強、近畿から四国、九州の広範囲

で震度7と、能登半島地震をはるかに超える被災状況となることが想定されています。能登半島地震では、断水、停電、道路の損壊等で飲料水や生活用水が不足し、トイレは使えず大問題となりました。これらを踏まえ、日常的な備蓄や対応について、これから伺っていきます。北広島町では、備品の支給対象者と人数、食料、生活必需品ごとの量、支給時間、期間をどのように考えているか、また、現在の備蓄状況はどの程度か伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 広島県地震被害想定調査報告書によりますと、これ南海トラフではございませんが、直下型地震で避難所避難者4626人、避難所外生活者925人で、合計最大5551人とされており、食料は1万1900食。生活必需品として、毛布は5600枚。生理用品2900個、携帯トイレ用便袋及び薬剤は1万6900個などを必要量として試算をしています。これらの物資は、まず、発災から3日間は県と町、そして町民及び企業で対応し、4日目からは、国、他自治体、協定企業、NPOや民間などのプッシュ型支援を想定しております。現在の備蓄状況でございますが、アルファ化米などの主食料約1085食分、生活必需品は男女下着100枚ずつ、タオル200枚などを備蓄しております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 直下型で避難者は5551人。今、言われたように3日分の備蓄に必要な食料は今言われたとおりであります。これを町民と町、県で3日間分を備蓄してくださいということになります。しかし、現在町が備蓄しているのは、炊き上がる時間が短いアルファ化米1085食、下着、男女で200枚、タオル200枚のみです。町は1日分も備蓄しておらず、品目もあまりにも乏しいのではないのでしょうか。残りはどこが備蓄するのか教えてください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 現在の備蓄状況の中では、先ほども申し上げましたように県、町、そして町民及び企業ということで備蓄を行うものでございます。現在、主食料約1085食分でございますが、近年の土砂災害避難者数約300人が最大でございましたが、これでいくと3食ずつ分というふうな形で現在備蓄ができております。今後は、先ほど想定しました直下型地震、食料の1万1900食という想定を試算しておりますが、そちらに向けて備蓄の計画、これから徐々に増やして、食料を1万1000食程度備蓄できるように考えていきたいと検討しております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 主食料1085食で、300人で3日、5551人の避難者と比べ物になりません。また県も、全県の支援が必要になるため当てになりません。そこで伺いますが、北広島町地域防災計画基本編の備蓄品目には、毛布、哺乳瓶、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク、ビニールシート、簡易食器類、日用品セット等、乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するとなっておりますが、これは備蓄しないのでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 備蓄品でございますが、それぞれ備蓄を少しずつ増やしているところでございます。毛布、生理用品、その他避難所に必要なものを徐々に買い足している状況でございます。避難者数に応じた数に現在なっていないと、最大にはなっていないというところはございますが、計画的に今後も備蓄を増やしていくという方向でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 最大になってないと言っても、備蓄品目についてやっていないと理解せざるを得ません。さらに基本編の生活必需品等供給計画では、寝具外肌着、身の回り品、炊事用具、食器、日用品、LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池など光熱材料を給与、または貸与することになっていますが、備蓄はされていないのでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 今、おっしゃられたようなものについては、少量の備蓄はございますが、大量の貸与というところにはならないと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 備蓄されていないと理解せざるを得ないんですが、この地域防災計画の基本編のその計画はどういうものなんでしょうか。県が作って、それを大体同じようなものを町が作ってるんですが、今年作ったんですよね、昔作ったんじゃなくて、今年策定したのですが、何のためにこの計画ができてるんでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 町民の方が、また町内におられる方が安心・安全に生活できるものだと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうしますと、これが備蓄されていないことは安心できないということをご自ら語っておられるようです。次に、分散備蓄が重要なことも明らかとなりました、能登半島地震で。そのため各避難所ごとの収容人員と装備品の種類、水量はどれくらい、どこに確保されているのか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 分散備蓄でございますが、旧町単位の備蓄を基本とし、第一に開設する芸北文化ホール、大朝地域づくりセンター、Kumahirasportsアリーナ、豊平総合運動公園と役場本庁、支所、旧南方小学校へ備蓄をしております。主な避難所の収容人数と装備品でございますが、芸術文化ホール、収容人数662人、装備品ですが、間仕切りテント12、エアベッド36、非常用トイレ1、蓄電池設備1、救急箱1、扇風機1、その他の備品もございます。次に、Kumahirasportsアリーナですが、収容人員は1431人で、間仕切りテント60、エアベッド88、非常用トイレ1、蓄電池1、救急箱1、扇風機1、その他の備品でございます。その他、大朝地域づくりセンターは、収容人員466人、豊平総合運動公園は1423人を収容人員としておりまして、先ほどの芸北文化ホールと同等の装備品となっております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今、説明がありましたように、各避難所への備蓄ですが、600人から1400人の収容人員に食料、生活必需品等はなく、例えば、非常用トイレは1基とはあまりにも少ないのではないかと考えるんですが、危機管理課長はそうは思いませんか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 非常用トイレ、こちらのほうは停電にも対応できるような非常用トイレを準備をしております。実際に数についてそれぞれに分散をしておりますが、こちらのほう、主要な場所に移動させてということを考えております。この1個ずつというのは少ないと

思われると思いますが、これも徐々に備蓄を増やしていくという方向で検討いたします。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） また避難所の環境改善が全国的にも求められていますが、段ボールベッド、パーテーション、テント等やモバイルバッテリー、発電機などは備えられていますか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 先ほどの蓄電池設備というのがそれぞれ置いておりますが、こちらのほうで携帯電話等充電ができますし、パソコンその他を利用できる設備となっております。それから、それぞれの先ほども装備品のほうにもありましたが、間仕切りテントでプライバシーを確保したり、マットレスが、エアベッドがございますが、エアベッド、またちょっと旧南方小学校のほうに置いておりますが、マットレス99、エアベッド80、そういうものを床の部分に置くということで対応いたします。また段ボールベッドについても、旧南方小学校に23セットなど、ベッド及びプライベートを守るためのテント式のものもプライベートルームというのは26張りとか、そういうものを備蓄して、主要な所にそれを持っていくというようなことも対応として考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 5551人の避難者に対してはあまりにも少ないのではないかと。一つ一つ伺いできれば良いんですが、時間の制約もありますので、聞いている町民の方がどう思われるかお考えください。次に、レトルト食品、インスタント食品などの食料は備蓄しないのか伺いますが、能登半島地震を受けて、こういうものも備蓄しようという声が広がっているようですが、どうお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 先ほども言いました、主食のアルファ化米というようなことを言っておりますが、こちらの中にもレトルト食品の部分もございます。おかずのものもありますし、またカレーやピラフのようなものもございまして、レトルト食品のようなものを徐々に備蓄をしているところでございます。それからアレルギーに対応するものも注意をしながら備蓄をしております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） これについても数量がアルファ化米1085食でしたか。あまりにも数が少な過ぎるわけです。これを聞いても、答弁としては徐々にというだけでしょけれども、あまりにも少ない。さらに3日分の備蓄を町民がしてくださいという話ですけども、一人暮らしのお年寄りをはじめ要援護者が自ら3日分の食料などの備蓄できるとお考えでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） これは生活の中で、日頃からカップ麺やレトルト食品を買い置きして、期限前に食べていただく、または買い足すという形をしていただいて、ローリングストックによりまして準備をできるものと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） どの程度周知し、どの程度の方がそれぐらいの食料、自宅にある場合は、震災で倒れたりすると避難所に行くしかないわけで、一人暮らしですと持っていきることができないという方もかなりいるんじゃないかと思うんですが、そういう調査はしないんでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

- 危機管理課長（野上正宏） 現在は調査をしていませんが、自主防災組織や地域の講習会のほうでは、こちらの広報というか、お話をさせてもらっているところでございます。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） やはり調査をしたり周知をして、私は今回取り上げたのは、これまでの芸予地震のクラスじゃない。もっと大きな南海トラフ地震を想定をして、それで能登半島地震の教訓を踏まえて話をしているわけですので、今までの延長線上でお考えのようですので、これはきちっと改めてほしいというふうに思います。次に伺いますが、体が不自由で備蓄できない方はどうするのか、伺います。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） こちらのほう、関係される方が必ずおられると思います。ケアマネジャーさんとか民生委員さんとか関係する方がおられると思いますので、そちらのほうで対応してもらおうというふうなことをお願いしたいと思っております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 数十人の方をケアマネしている方が一気にできない。地域の要援護者とかありますけれども、それに入っておらない人もいます。きちっとやっぱり調べてほしい。次に、地震発生が平日の昼間であれば、千代田地域を中心として企業の従事者も帰宅困難者となるおそれがありますが、支援の対象になるのでしょうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 大規模自然災害が昼間に発生した場合、昼間人口が多い本町では多くの帰宅困難者が発生すると想定をされます。道路やライフラインが被災し、帰宅が困難になり、被災時に滞在している場所やその周辺での滞在を余儀なくされます。このことを想定して、備蓄物資などの事前確保を事業者などに依頼するとともに、町においても必要な支援を行う考えです。ということで、こちらのほうも対象になると考えております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 次に、備蓄品目と備蓄量についてですが、府中町は防災計画だけでなく南海トラフを想定し、より具体的な備蓄計画を立てています。その想定する災害では、南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広範囲にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられるとし、発災4日目以降も計画的な物資の調達、活用が必要となると指摘しています。北広島町には、より具体的に示した備蓄計画はないのか伺います。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 備蓄計画でございますが、現在、作成中でございます。今後必要な備蓄品の検討、備蓄スペースの確保など内容を精査してまいります。現在、府中町及び県の備蓄計画のほうを参考として作成中でございます。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） いつ頃までに作成できますか。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 令和6年度中には作成できるものと考えております。ほとんど形になっております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ぜひ頑張って作成をお願いします。南海トラフ巨大地震が発生すると、西日本の全域で大きな被害を受け、自らの自治体への対応を取るのがやっとなです。県内市町や他県、国からの支援は期待できるのか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 災害対策基本法の規定及び相互応援協定に基づいて支援を受けることができます。事例としましては、本年1月1日に発生した能登半島地震では、広範囲の災害となり、自衛隊、警察、消防、テックフォース、D-MATなどの専門チームが現地で支援し、ライフラインの復旧には全国の電力会社、水道は日本水道協会など、その他関係機関が支援に向かいます。県や自治体も専門職や行政の行政職員がチームとなって支援をする仕組みができております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 能登半島と南海トラフ地震、規模と範囲が全く違うわけですので、例えば、北広島町地域防災計画では、個人は3日、町は1日分、県も1日分で、その後は国からの支援が届くとされています。しかし、能登半島地震では、当初食料は届かず、1か月を過ぎてやっと一部で温かい食事が取れるようになったとのこと。関係機関を期待したいものですが、国はもとより、県からの支援もほとんど期待できないのが実態ではないでしょうか。そうであるなら北広島町でも、独自で備蓄する規模や内容を詳しく示した北広島町備蓄計画を立てる必要があると考えますが、作成中とのことですので、町民が安心できるよう、町の1日分に限らず、必要な食料、生活必需品などを備蓄するとその備蓄計画の中に加えてほしいと思うんですが、そう約束してもらえるかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 現在、作成中でございますが、食料、飲料水、生活必需品、それから衛生のものということで、現在、備蓄の計画を準備しております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今、ありましたように、水の確保も食料と同じように大きな問題です。能登半島地震では、水道施設の耐震化が遅れ、被災地域全域で断水が発生し、飲料水や生活用水が全く不足し、トイレ、手洗い、食事、洗濯などができず、日常生活や衛生面でも深刻な事態となったと言われております。現在も断水が続いている地域もあります。北広島町の水道管や配水池など、県広域水道企業団が進めている水道施設の耐震化計画の内容を伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 広島県水道広域連合企業団北広島事務所から聞き取った内容をご説明いたします。今後更新などを進める基幹管路については、全て耐震適合管とし、優先順位を考えて、毎年更新を進めていく予定とのこと。令和5年度においては、春木、大朝地域の配水管更新工事において耐震化を進め、令和6年度は、本地、芸北地域で耐震化工事を進める予定と聞いております。配水池の関係については、土師広域浄水場から受水するための施設として、壬生浄水場隣に壬生調整池を新設すべく、設計に着手したとのことですが、この調整池は、災害時には応急給水に対応できる応急給水拠点設備、スペースを兼ね備えた施設として建設することだそうです。次に、土師広域浄水場から壬生調整池までの送水管敷設工事についてですが、本年度既に工事に着手しており、管路については最重要管路として全工区で耐震適合管で工事を進めていると聞いております。以上です。

- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 進めていると。非常用に使える調整池の水の容量はいくらか聞いておられますか。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 2000 m<sup>3</sup>と聞いております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 2000 m<sup>3</sup>だと本当に足りないんじゃないかと思うんですが、その調整をお願いします。また、今のペースで管路含む耐震化完了はいつになるのか、伺います。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 町内の耐震化について、特に計画いつまでというのは水道企業団からは聞いておりません。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 能登半島の教訓を踏まえてしっかり調べておく必要があるのではないかと考えます。事業費に対して国交付金が3分の1充当できる期間は10年間と聞いていますが、間違いないでしょうか、改めて確認します。その間に耐震化が完了するのか、今の話だとよく分からないようですが、何割ぐらい終わるのか伺います。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 現在の内容について把握できておりません。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 従来の水道担当が県のほうに移っていますので、町としてこれを掌握している部署がないというのが最大の問題だと思います。次に行きます。特に千代田地域の旧水道区域では、数年前の断水時に他自治体からの給水車の支援を受けました。しかし、南海トラフ地震時に自らの水道施設が破壊され、他市町から給水支援が受けられないことも考えられるのではないかと、伺います。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 給水支援が受けられないことも考えられるのではないかとということでございますが、それは広域な地震となりますので、すぐにとすることは難しいことが考えられます。有事の際には自衛隊や日本水道協会などが共同で対応することになってございますが、広範囲になり、高速道等の通行ができないなどで全国からの給水支援、難しいのも考えられると思っております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 自衛隊等の支援と言いますけれども、能登半島でも来ないわけですが、水が。そういう教訓をぜひ捉えてほしい。それが難しいという場合には、以前から提案している災害登録井戸があります。例えば、三次市では、災害時協力井戸登録制度を設けています。これは現在使用しており、協力者の同意を得て無償で提供できること。安全で生活用水として利用可能な水質である井戸を行政が登録することで飲料水登録井戸、生活用水登録井戸があります。さらに停電が予想され、手押しポンプ施設や非常用電源を確保する必要があり、補助金を出しているところもあります。災害登録井戸について実施する考えはないかどうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 井戸ですけども、飲用の水としては検査が必要であるが、その他の

利用であれば有効と考えております。他自治体の取組を研究してまいります。なお、井戸水の給水協力に関する協定として、一企業と災害時に行う給水活動に対する協力について協定を締結しております。こちらのほうは手押しポンプの給水となります。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 研究中で有効だなということですが、ぜひ、いつ起きるか分からないわけですので、こういう井戸をぜひ研究してほしい。例えば2月20日の中国新聞記事では、能登半島地震から1か月の間に4万戸超の断水が続いた石川県輪島市や珠洲市など8市町で、災害時に井戸水を使う計画が事前に整備されていなかったことが分かったと。他市町も地域防災計画では、緊急用の水源として井戸水の確保に努める。比較的汚染の少ない井戸を水源に選定するなどしていましたが、具体的な制度づくりには至っていなかったとのことであります。ぜひ教訓にしてほしいんですが、能登半島地震を見ても水がないためトイレが使えず、極めて深刻な事態となりましたが、どう対応するのか。携帯用トイレなどは備蓄しているのか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 能登半島地震ではトイレと水が使えず、体調を崩された被災者もおられると聞きました。阪神・淡路大震災の時にもトイレが使えない状況があったと記憶しております。あの時代から、トイレは大規模地震で使えなくなる、流れなくなると認識をされていますが、なかなか対策が取られておりません。今回の被害情報で、通常のトイレが使えないということで災害用のトイレが使われておりました。マンホールトイレというのも有効と聞きますが、下水道配管の断裂では使えない可能性もございます。現在本町では、便を凝固剤で固めパッキングする災害用トイレを7台、その他袋へ用を足し封をするトイレを数台備蓄しております。なお、携帯トイレについては有効と考えておりますが、現在のところ非常持出し袋のお話には使っておりますが、備蓄としてはございません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 5000人の避難者に対して災害トイレ7台、簡易トイレ数台で思うのか、全く信じられない事態です。仮設トイレは和式ではお年寄りには使えないため、様々な災害用トイレが開発されており、北広島町では、トイレには困らないと言えるよう、少なくとも数百台規模のトイレ備蓄が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 現在、トイレについて7台というところですが、災害用のオストメイトトイレというのを今年度は購入をいたしました。それと、先ほど議員も申されたように数百台というところでございますが、こちらのほう、その数字については考えていきながら、実際の災害には応援協定の中でトイレを供給されたというのも聞いておりますので、災害協定のほうも確認し、応援協定が必要なものは協定を結んでいきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 応援協定と言うのは他自治体や企業だと思いますが、これだけ広範囲であれば、どこも同じ事態が起こるんです。日常的に小さな災害等で起きた時には、北広島町で備えたトイレを回すということは可能かもしれませんが、他自治体を当てにしないということが非常に大事だと思います。次に、非常電源用の燃料、暖房用や調理用の灯油、簡易ガスボンベなどは確保されているのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 平常時のガソリンや灯油については必要な予備燃料を確保しておりますが、災害時の燃料は確保しておりません。ガスボンベはガスの非常用発電機が8台あり、この発電機用のカセットコンロが24本を確保しております。なお、災害時の給油所として、停電でも地下タンクからくみ上げできる住民拠点サービスステーションというのが町内には7か所ございまして、災害対応の燃料補給が可能となります。また、広島県が結んでいる災害時における協定によりまして、緊急車両や防災拠点となる役場庁舎の燃料供給を補えると考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 燃料はあるよと言うことですが、今、言われた非常用ガス発電機、私も聞いておりますが、8台あると。それに対して24本の簡易カセットボンベ。1本、大体1時間半しか使えないんです。8台あって、24本ということは、同時に使えば5時間しか使えない。全く使えないんです。だから、その必要量をぜひ確保してもらいましょうようにお願いします。南海トラフ地震の想定では、関西から九州までの瀬戸内海沿岸の主要道路網は遮断され、国からの支援物資の流通は長期間期待できない。中国道など高速道も被害があれば通行できなくなります。山陰部からの支援を期待したいのですが、広域のため、どれだけ北広島町に支援が届くか不明です。道路や交通機関の被害と普及などの期間をどのように想定しているか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 道路被害としましては直轄道路2か所、これ国道になります。直轄国道以外が3か所と想定をされています。復旧までの具体的な期間は想定されていませんが、長期対応になることは確実だと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 広域であれば長期対応になることで、4日以降の国の支援も期待できないことが明らかとなりました。次に、土日または夜の発生では、特に広島市に在住する町職員や医療・介護関係の施設従業員は北広島町まで出勤が困難になると考えられます。その場合の対応はどうなるのか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 町職員、医療・介護従事者につきましては、各所が策定した業務継続計画（BCP）ですが、こちらに基づき対応することとなります。今回の能登半島地震でも介護従事者のほうが出勤できないという事案も発生しておるようでございまして、こちらについても徐々に全国からの支援が届くという形を取っておられます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 復旧期間が長期になることが心配です。このBCPは、どれぐらいの期間を想定しているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） BCPは、発災後から収束するまでというふうになっておりますので、特に何か月ということではないと思います。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） お互い各家庭がある中で、何か月もじゃないかもしれませんが、かなりの期間、こちらにとどまるしかないということが明らかとなりました。北広島町は1日でなく長期の備蓄や企業との協定をしっかりと結ぶべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 大災害が発生した場合には、物流の大動脈である高速道路の通行止めが想定されるため長期の備蓄が必要であると考えております。しかしながら、長期的な避難生活となると、町の備蓄が不足すると想定され、食料備蓄に加えて、支援や応援の相互協定締結などが必要でございます。今後も進行する被害状況に対応できるよう協定などを締結してまいります。現在のところ25を超える企業と締結をしております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 必要物資が確保できるかどうかちょっと心配ですが、備蓄計画の中で明らかにしていただきたい。次に、島根原発の再稼働に伴う避難計画です。島根原発は、福島第一原発の事故後、定期検査のため2012年1月から停止していますが、中国電力は、今年8月に再稼働させると発表しました。さらに伊方原発が稼働中です。しかし地震における影響は大丈夫なのか、とても心配です。このたびの能登半島地震では、志賀原発のある志賀町は震度7となり、外部電源の喪失や冷却水があふれ、極めて深刻な事態となりました。知られていない活断層の動きや複数の活断層が連動したとの専門家の指摘がありますが、島根原発近くにも宍道断層や鳥取沖の断層があり、連動性を再評価すべきで、能登半島地震を踏まえた最大規模の被害を想定すべきだと考えられています。南海トラフ地震や芸予地震など、これまでで確認されていない活断層が連動し、原発事故となり、放射能が放出された場合も考えなければならないのです。そうすると、島根県側からの支援も不可能です。さらに再稼働の前提となっている避難計画では30km圏内、約45万人の避難計画の実効性が課題となります。そこで伺います。島根原発が再稼働し、地震により重大な事故が発生した場合、北広島町の避難者の受入体制や備えの計画はどうなっているか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 島根原子力発電所事故対応として、原子力災害時における広域避難に係る避難経由所避難所運営マニュアルを作成をしております。原子力災害において、広域的な避難が必要になる場合に備えて円滑に避難経由所、そして避難所を開設、運営し、避難者の方々の安全・安心を確保することを目的として作成し、新たな知見や訓練での成果などを踏まえて、より実効性のあるマニュアルとなるよう、今後も継続的に見直すことと考えております。避難者を広島県全体で受け入れることとされており、本町は、出雲市斐川町直江地区、人口3942人を4つの運動体育施設で受け入れる計画でございます。また、島根県から広島県を通じて連絡を取り、情報共有を図りながら、受入態勢を取り、避難所の設営、運営に当たります。当初は町職員で行いますが、その後は現地出雲市からの運営が始まるということでございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 3942人の避難者を受け入れると。その地震の場合には、北広島町内にも避難者がたくさんおられ、この4つの施設も避難施設になるわけです。非常に心配です。本当にそういうダブルのことを考えておられるのか気になるところですが、それは大丈夫なのか、受け入れられるのか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） この4施設で受け入れられるのかということでございますが、町内のその他の避難所も考えながら対応していきますし、広島県全体でこちらの避難者の受入れをということで計画されております。県内全体で取り組んでいくべきものだと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 避難所については、そういう形を取ると言います。しかし、先ほどのような事態が発生した場合、出雲市の避難者への支援も求められますが、食料や生活必需品などの備えは計算されているのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） こちらについては、徐々に出雲市からの支援が入ってくるというふうに考えておまして、当初は、最初の開所については、町のほうの備品その他を準備する必要があると考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 来れば良いんですけどね。そういうふうにはならないんじゃないかと心配します。今日の一般質問で、南海トラフ地震を想定し、備蓄は大丈夫か伺ってきましたが、ほとんど現在備蓄されていないことが明らかになりました。この点について、町長はどのようにお考えか伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 備蓄の関係につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今、計画づくりをしておるということでありますので、それに準じて進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 計画づくりの内容の一端についてもお伺いしましたが、非常に心配なことがまだたくさんあります。南海トラフ地震は約30年と言われていますが、いつ起こるか分かりません。私が質問してるこの最中に起こるかもしれない。そこで伺います。30年以内に60%から70%の確率で起こると予想されている南海トラフ地震に、住民は本当に備えは大丈夫かと心配しています。町民の命と財産を第一に守る町長として、その決意と、より具体的な措置について、先ほどもちょっと備蓄についてありましたが、より具体的な措置について、町民が安心して納得できるよう、届ける責任があると考えますが、いかがでしょうか。町長に伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 災害は、南海トラフということでのいろいろ議論だったと思いますけども、いろいろな災害が起きます。災害全般に対して、町としては備えていかなければならないということで、今年度流域治水というような形でこれから具体は進めていくわけでありますけども、取り組んでいきたいというふうに思っております。いずれにしても、自主防災組織や自治会の災害時の行動など、今、出前講座でいろいろと勉強会等を開いていただいております。そうしたことの充実も図っていきたいと思っております。防災意識の啓発ということが非常に重要だと思っております。行政が行う防災というものもありますけども、自助・共助というところの重要性も大きく増してきていると思っております。今回の能登半島の大地震につきましても、なかなか公共の支援というのは、すぐには手が届かないという部分があります。自助、そして共助ということが必要になると思っておりますので、まずは、その辺もしっかり進めていきたいと思っております。また、備蓄の件については、先ほど申し上げたとおりであります。それから有事の際に町民への支援が円滑に行われるよう、職員による受援計画など各種計画、マニュアルの周知、シミュレーションによる訓練の実施、非常食などの計画的な備蓄、協定による支援の協力体制等進めてまいりたいと思っております。しかし、災害大国である日本では、備

えたのでもう安心だというようなことにはなりません。過去の災害を超える災害が毎年のように起こり、何十年に1回の災害が発生し、生まれて初めての災害であるなど想定を超える災害が起きています。こうしたことから、公助だけでは町民の皆様の安全は確保することはできないと思っております。防災に関する取組を各自や各地域で行い、自助・共助によって被害を軽減できると考えております。そうした全体での災害対策を考えてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 防災意識の啓発という、町民に対する呼びかけだと思いますが、私は、町行政がその防災意識をもっと高める必要があると。町民が本当に危機感を感じて自助・共助やなくちゃいけないと考えるためにも、例えば、最低1日というふうに規定されていますが、1日分に必要な備蓄は備えてあると。町民も3日分の食料等をそろえてほしいというんなら分かるんですが、町はほとんどないわけです。ない中で、町民だけ3日間分の食料・備蓄品をやってほしいと言っても、なかなか本気になって受け止められないと考えますが、自助・共助を進めるためにも、もっと行政が真剣に取り組む必要があると考えるんですが、この点1つだけ最後にお伺いします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 今年起きた能登半島、石川県中心とする大きな地震、これの教訓を生かしながら、見直すべき点は見直して進みたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） せっかく何度も答弁いただいているんですが、心に響かないんですよね、残念ながら。残念です。大地震を止めることはできませんが、被害を最小限にとどめることはできる。その立場でまず必要な食料、生活必需品、水、トイレを確保するため、力を尽くすよう訴えて、この項目の一般質問を終わります。次に、令和6年度の施政方針についてお伺いします。箕野町長3期目の最後の年、令和6年度の施政方針から何点か伺います。残り時間との関係で一括質問し、説明を受けることにとどめ、予算審査特別委員会や本会議で質疑したいと思えます。1つは、町政運営の基本方針の農業分野の取組について。スマート農業が実現する環境づくりが必要とあり、そのためには、区画の大規模化や草刈りの機械化、水管理の自動化などの再ほ場整備の実施とありますが、草刈りの機械化が北広島町でどこまで進んでいるのか、また再ほ場整備の詳しい説明を求めます。2つ目は、協働のまちづくりについて。これまでの実績や反省とありますが、どのように反省しているのか伺います。3つ目に、農業・畜産の振興において。肥料、飼料の価格高騰を受け、耕畜連携等を進めるとありますが、町内畜産の現状認識について伺います。4点目は、暮らしの基盤となる住環境の充実の中で、火葬場の今後の方向性について、一定の方針を定めとありますが、一定の方針について説明を求めます。次に、地域の拠点づくりとネットワークの形成の中で、令和6年度は譲渡が予定されている基幹集会所の新築、解体費などに対する補助を実施とありますが、どこの基幹集会所なのか伺います。次に、健全な行財政改革の中で積極的にDX化に取り組むとありますが、どういう内容か、具体的な説明を求めます。さらに、公共施設総合管理計画及び個別管理計画に基づく公共施設の統廃合などについて、民間の技術やノウハウなどを積極的に受け入れるなど公民連携を進めるとありますが、具体的にどういうことなのか、伺います。最後に施政方針には触れられていませんが、深刻な人口減少対策について、箕野町政は令和6年度にどのような施策で、この課題に取り組むか伺います。よろしくお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農林課の部分につきましては、一括して答弁させてもらってもよろしいでしょうか。それでは、一つ目の質問でございます。草刈りの機械化がどこまで進んでいるか、また再ほ場整備の関係でございますけれども、草刈りの機械化につきましては、自走式草刈機でありますとか、ラジコン草刈機、トラック対応のハンマーナイフモアなど様々な機械がある状況でございます。近年のスマート農業機械としましては、ラジコン草刈機の導入が増えておりまして、この機械の導入に当たりましては、農業者が個人または法人等が購入されたり、あるいは中山間地域等直接支払交付金を活用されたりして、機種でございますとか購入方法が様々な状況でございますので、数については把握しておりませんが、機械が活用されている状況は把握しております。しかしながら、本町のような中山間地域の現状の法面の勾配では、このラジコン草刈機の能力が最大限発揮できていないような状況も把握しているような状況でございます。このため再ほ場整備につきましては、大型機械の作業効率を高め、省力化・低コスト化を図るため、区画の大規模化はもとより、このラジコン草刈機の最大の課題でございます法面勾配につきましては、機械が横転しないように、現在の勾配より緩く整備したり、あるいはトラクター用のハンマーナイフモアによります草刈りのことが可能になるように、例えば、畦畔を2mにする等といった整備を今、検討しているとでございます。また併せまして、水管理を省力化するため、自動水門をつけたり、あるいは用排水路のパイプ化等についても検討していくようにしております。併せまして、流域治水事業におけます田んぼダムの機能を持たせまして、農地、農業のみならず、地域全体を守る整備を行うことを念頭に進めていきたいというふうに考えております。次に、畜産等の状況でございますけれども、町内の畜産農家の現状につきましては、依然厳しい状況にあるというふうに認識しております。肥料等の価格につきましては、一時期に比べましては下落傾向でございますけれども、依然として高い状況でございます。令和5年には2戸の畜産農家が廃業されました。飼材の価格高騰だけが廃業の理由ではございませんけれども、大きな要因になったことは否定できません。畜産経営を安定するためには耕畜連携等によりまして、輸入飼料に頼らない経営が重要だというふうに考えておりまして、引き続き耕畜連携には町としても取り組んでいきたいと考えております。また、国の助成等がありましたら対応してまいりたいというふうに考えております。農林課からは以上でございます。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 同じくまちづくり推進課から、2つのご質問をいただいておりますので、続けてお答えをさせていただきます。まず、1点目の協働のまちづくりの反省点ということでございますけれども、これにつきましては、きたひろ学び塾と言うのがございますけれども、これにおいて地域協議会等との連携不足、それから学び塾でのスキルが受講者個人にとどまっており、リーダーとしての実践の仕方が生かされていないといったような現状がございます。こういった点を反省し、改善してまいりたいというふうに思っております。2つ目の地域の拠点づくりとネットワークの形成の中で、予算計上している基幹集会所の新築、解体費用ということでございますけれども、当該施設につきましては、予算説明資料の1のほうでもご説明をしておりますとおり、豊平地域の基幹集会所でございます。原東生活改善センターの解体、新築、それから下石生活改善センターの解体、廃材処理を予定をしております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 環境生活課から、暮らしの基盤となる住環境の充実の中の火葬場の今後の方針について、一定の方針についての説明をいたします。現在、本町では、芸北、千代田、豊平地域の3か所で火葬場を運営しておりますが、老朽化が進んでいる施設もあり、今後ますます維持修繕に多額の経費が必要になることが想定されます。また、近年葬送に対する習慣の変容が見られ、施設運営の効率化などを含めた長期的な展望に基づいた施設整備の対策が必要になってきています。そのため、今年度北広島町火葬場整備検討委員会に諮問して検討していただき、今後の維持管理経費や火葬件数、必要な火葬炉数を見込んだ時、将来にわたって3施設を維持していくことは困難であるため、火葬場は町内1か所に集約するが、当面の間、比較的新しい火葬場である千代田地域の火葬場を長寿命化して利用する方針が出されました。町としまして、検討委員会の答申を受けて、当面千代田地域の火葬場を活用するため、待合環境整備等若干の改修を行った上、芸北・豊平の火葬場を閉鎖する予定です。また、千代田火葬場の整備前に老朽化している火葬場に不具合が生じた場合は、順次その役割を終えることとしております。なお、千代田火葬場の具体的な改修や集約後の運用等については今後検討してまいります。以上です。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） D X推進の関係で総務課から答弁申し上げます。令和6年度におきまして、北広島町D X加速化戦略に基づいて、引き続き行政のデジタル化による新たな価値創造と町民の利便性向上へ向けて取り組んでまいります。具体的には、今年度国のデジタル田園都市国家構想交付金により環境構築を行っておりますL I N E拡張機能を活用しまして、オンライン申請サービス及びキャッシュレス決済サービスの本格的な運用や周知拡大に努めてまいります。また、北広島町F T T H化事業においては、令和5年度をもって旧きたひろネット事業の施設や設備を活用してのサービスが完全に終了するため、今後不要となります同軸ケーブル等の設備を町内全域で撤去を進めてまいります。また、国のガイドラインに従い、令和7年度末までに基幹業務システムの標準化に取り組むとともに、ガバメントクラウドへの移行を進めてまいります。繰り返しになりますが、令和6年度においては、行政のデジタル化による新たな価値創造へ向けた基盤づくりと、町民の利便性向上へ向けた取組の加速化を目指して取り組んでまいります。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 次に、管財課よりお答えいたします。公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく公共施設の統廃合などについて民間の技術やノウハウなどを積極的に受け入れるなどをして、公民連携を進めるといふことの具体的にどうということかということでございます。これにつきましては、民間事業者による施設の所有がより効果的な活用が見込まれる公共施設については、民間活力の活用としまして、P P P、パブリック・プライベート・パートナーシップ、またP F I、プライベート・ファイナンス・イニシアティブなどが国が進める施策とを併せて本町における有効性の検討の上、機能の維持向上や改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減につながるものであれば活用を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 深刻な人口減少対策についてどう取り組むのかということでもありますけども、国全体の人口減少が進む中、本町においても人口減少は重要な課題と認識しております。本町

では、持続可能なまちづくりとするため、各種計画に基づき、これまで様々な施策を講じてまいりましたが、人口減少に歯止めをかけることができない現状であります。令和6年度当初予算におきましては、新規事業として人口減少対策に特化したものはありませんが、施政方針の令和6年度主要施策の概要にも掲げておりますとおり、暮らしの基盤となる住環境の充実における定住への取組、全ての人への充実した教育、学びの提供におけるふるさと夢プロジェクト、そして、移住定住を促すPRと、受入体制の強化に掲げる各事業、さらには町政運営の基本姿勢にも掲げておりますゼロカーボンタウン推進事業や農業のDX化、スマート農業など、こうした事業を通して総合的に人口減少対策につなげていけるものと考えています。令和6年度におきましても、北広島町長期総合計画をはじめとした各種計画に基づいて施策に取り組み、実践し、本町の魅力アップを図っていくことで、皆さんに住みたい、住んで良かった、住み続けたいと思っていただけるよう施策を展開してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 先ほど言いましたように、次の2回目の質問は、明日からの予算審査特別委員会等でやっていきますので、以上で終わります。

○議長（湊俊文） これで美濃議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。1時5分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 05分 休憩

午後 1時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。11番、宮本議員の発言を許します。

○11番（宮本裕之） 11番、宮本裕之です。先に通告しております大綱2点について質問をいたします。質問の1点目は、障害者福祉の推進と農福連携についてであります。全国的な人口減少が国家的課題となってきました。本町においても少子高齢化、核家族化が急速に進む中、各種産業の担い手不足、労働力不足が深刻な状況になっています。こうした状況において、障害がある人を取り巻く環境も大きく変化しています。障害者や家族の高齢化は、親なき後を見据え、障害のある人の生活を地域と社会全体で支える仕組みを構築していくためにも障害者への理解を深めることが重要と考えます。そこで障害者が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を目指す農福連携に取り組むことで、障害者の就労や生きがいづくりの場を生み出すことが重要ではないでしょうか。担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな労働力の確保につながる可能性も出てくると思われれます。そこで次の点について伺います。第2期障害児福祉計画によりますと、令和2年度の各障害者手帳保持者の状況は、身体障害者手帳保持者1152人、療育手帳保持者249人、精神障害者保健福祉手帳保持者212人となっていますが、現在の状況と併せて今後の障害者の推移と課題について伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 令和5年4月1日現在、身体障害者手帳所持者は1008人、療育手帳所持者は241人、精神保健福祉手帳所持者は232人となっております。また、今後の障害者の推移でございますが、近年、身体障害者手帳所持者は、減少傾向にあります。療育手帳所持者は、ほぼ横ばい、精神保健福祉手帳所持者は、微増傾向で推移をしております。この傾向は今後続いていくと推測をしております。課題としましては、全体的に障害者の数は減少傾向にあります。しかしながら、障害者手帳取得によって様々なサービスが利用可能となりますので、それぞれの障害特性に応じた適切なサービスの提供に引き続き努めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 今の答弁の中で、令和2年度は1613人、5年度で1481人ということで、約130人減少しているということなのですが、今後もこういった推移が続くだろうという予想されております。そうした意味において、障害者への理解度というのはどの程度進んでいるのかお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 今年度実施しました障害福祉サービス利用者を対象としたアンケート調査では、日常生活で差別や偏見、疎外感を感じる時があるという問いに対しまして、よく感じる、時々感じると回答した方は、全体の29.6%でございました。対象者が違うため一律には比較はできませんけれども、令和2年度に行った同様のアンケート調査では、よく感じる、時々感じると回答された方は、全体の47.7%であったことから、障害者への理解度は、以前より進んできていると認識をしております。しかしながら、依然として約3割の方が日常生活の中で、差別や偏見、疎外感を感じる時があると回答しております。今後も広報、啓発活動を通じて障害に対する正しい理解を深めるための取組が必要であると感じております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 令和2年度の47.7%から29.6%まで差がある、約18.1%、これは下がっている。大変良い傾向です。今後もやはり啓発活動を通じて、しっかりとやっぱり障害者への理解度を深めるための取組を続けていっていただきたいと願います。次に、本町の障害者施設・事業所の充実度と企業及び役場の障害者対応状況をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 本町には、障害者を対象とした入所通所施設、居宅介護やサービス利用の相談に応じる相談支援事業所などの障害福祉サービス事業所が16か所と、障害児を対象とした通所事業所が2か所あります。ご本人の状況によっては、町外の事業所を利用されたり、町外の方が本町の事業所を利用されている場合もございます。本町の障害者施設、事業所数が充実をしているかどうかは計り知れませんが、身近な所で自分に合ったサービスを選択できるよう、本町への事業所参入の相談があった場合には情報提供を行うなど、新規参入を促進しております。次に、企業の障害者雇用の状況でございますが、町内事業所の数値は把握をしておりますが、広島労働局が集計しております障害者雇用状況の結果で見ると、令和5年の雇用障害者数は1万3082人で、対前年比4%の増加、実雇用率は2.48%で、対前年比0.1ポイントの上昇、法定雇用率達成企業の割合は52.1%で、前年比2.6ポイントの増加となっております。雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新をしております。また福祉

課での就労支援としましては、広島県障害者就業生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労についての相談対応を行っているほか、一人ひとりの状況に合わせた就労支援を実施をしております。併せて一般就労が困難な方に対しては福祉的就労への支援も行っております。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 役場の障害者雇用の関係でございますけども、令和6年3月1日現在、総務課のほうで把握をしております障害者手帳を持っている職員は5人でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 町内の障害者施設・事業所の充実度ということですが、就労継続支援型B型、これが町内3か所、就労継続支援A型というのが1か所ありますね。これで今の答弁の中で、障害児を対象とした通所事業所が2か所あると言われましたが、これはどれに該当するのでしょうか。これはそれ以外でしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 障害児を対象とした事業所ですけども、町内に2か所あります。どちらも放課後デイサービスという、学校が終わってから通所される事業所となっております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） それで障害者の法定雇用率というのが厚生労働省が定めております。民間企業は43.5人以上いる企業は、最低1人は雇用しなくちゃいけない。公的機関、こういった役場、地方公共団体、これは、2.6%が今法定雇用となっております。これ令和6年の4月からは3%に引き上げられます。今、5人という町の職員、障害手帳を持っている方がおられると言われたんですが、これは、法定雇用率を超えていますか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 法定雇用率、今、現在2.6%でございますけども、先ほどの5人で実雇用率として3.54%となっております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 大変高い数値ですね。これは当分、今年度から3%に引き上げられてもクリアしてるんですが、今後こういった障害者の採用予定というのはどういうふうなお考えか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 法定雇用率が2.6%から3%に引き上げられるんですけども、経過措置というものがございまして、令和6年4月からは2.8%、3%になるのが令和8年7月からというふうに承っております。それで役場のほうの障害者雇用の採用ですけども、今年度も障害者枠として採用試験を行いましたけども、残念ながら採用には至らなかったということでございますけども、来年度以降も引き続き障害者枠として枠を設けまして、採用に努めてまいろうと考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 大変前向きな答弁で、障害者もやっぱり社会参画して、みんなと一緒に生活できる環境をこういった公共団体、やっぱり役場が率先してやらんと企業もやっぱりついていけない、そういう思いがあります。そうした意味で、やはり企業にもそういう確認をこれからしていただきたい。役場もやってるよ、企業さんも障害者法定雇用を達成するように努力し

てくださいぐらいは努めていただきたいと思います。それで、これ教育委員会にも法定雇用率  
ってあるんですが、通告はしてないんですが、教育委員会は、法定雇用率2.5となってます  
が、どういう状況なのか分かればお聞かせください。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 教育委員会のほうは母数が少ないために、その法定雇用率云々という枠  
組みに入ってございません。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） それでは、教育現場の状況についてお聞かせください。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 特別支援学級の状況でございます。本町特別支援教育は、障害のあ  
る児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一  
人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、障害による学習上または生活上の困  
難を改善、克服するため、適切な指導と支援を行うことを目的に行っています。障害を持つ児  
童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を  
培うため、一人ひとりの障害の種類、程度等に応じ、特別な配慮のもと、手厚くきめ細やかな  
教育となるよう取り組むとともに、進路につきましては、本人、保護者の意見、専門家の助言  
もいただきながら決定をしているところでございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 同僚議員から質問もあったように、そういう特別支援学級の児童生徒が増  
えているというのをお聞きしてるんですが、私が調べたのでは、令和2年度は、小学校で6校  
13学級36人、中学校では4校7学級19人、55人、令和2年度おられました。それが令  
和3年度には25人、30人減ったという同僚議員の一般質問での発言があったんですけど、  
これは正しいのでしょうか。分からなければすぐにお答えはいただかなくても良いんですが。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 今、その数字を手元に持ってないんですけども、増加をしており  
ます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 私、民泊家庭の受入れをしてるんで、この間も特別支援学級のお子さんを  
1人受け入れました。その程度とか状況は皆一人ずつ違うと思うんですが、とっても元気でね、  
ハキハキと挨拶もするし、いろんなこともしゃべってくれるし、雪だるまを率先して作るし、  
特別、私は他な子どもたちとあまり分けなくても、できる子どももたくさんいるんじゃないか  
なと思うんですが、しっかりと将来に向けて自立できるようにしっかりと体制を整えていただ  
ければと思います。次に、本町の農福連携の状況について伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町内には障害者を雇用するなどして農業経営を行っている団体等はござ  
います。農林水産省及び内閣官房は、障害者雇用だけではございませんけども、地域の活性化  
や所得向上に取り組んでいる優良事例を「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」として選定す  
る取組を行っておりますけども、本町の障害者を雇用している1団体は、中国四国農政局にお  
いて選定された実績もございます。町としましては、今現在では具体的な農福連携の施策は実  
施しておりませんが、こういった事例の紹介ですとか、そういった後押しを行っている状

況でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 後押しをしっかりとしてもらいたいんですが、この農福連携を進めるための施策と課題についてはどういったものがあるかお聞きします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農福連携につきましては、農作業の一部を障害のある人が担うなど、農業分野の活躍を通して農業分野と福祉分野の双方の課題解決につなげる取組でございますけども、この推進に向けての一番の課題につきましては、マッチングをどのように進めていくか、また就農に向けての支援体制等も課題であるというふうに考えております。国の補助事業の中には、農福連携の一層の推進に向けて障害者等の農林水産業に関する技術習得でございますとか、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園、いわゆる農業分野への就業を希望する障害者等に対して農業体験を提供する農園でございますけども、こういった農園の開設でありますとか、障害者等が作業にかかるための生産、加工、販売施設の整備等支援を行います農山漁村発イノベーション推進整備事業、この中の農福連携型でこういった支援をする事業もございます。この事業につきましては、農業法人や福祉サービス事業所等に対するソフト・ハードの一体的支援でございまして、また事業者に対しまして国から直接交付されるものでございまして、町自体が事業主体ではございませんけども、事業者のほうから要望や問合せ等がありましたら、紹介したり、窓口になって相談対応等を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 本町の農福連携、今からだと思います。やっぱり障害者がおられる中で、社会参画していくために一番近道は農業の分野に入っていくのが良いんじゃないかと思うんですが、別段法人や大型農家でなくても個人農家でも障害者を雇っている、私の知り合いにおられます。農林課長も知ってだと思っておりますが、やはり個人農家でもそういった障害のある方を採用して、そこで自立させていかれている人がいる。もう20年以上そこで勤めておられると聞いております。こういったことで、国の補助事業も活用しながら、法人のみならず、いろんな農家にマッチングしていく役割も町として担っていただきたいんですが、どうお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） ご指摘の部分でございますけれども、農業分野、いずれにしても高齢化が進んでおります。働き手の不足が今後とも生じてくることは見えております。一方で福祉分野におきましても、障害のある人たちの社会参加でありますとか、収入の向上が一つの課題であるというふうには考えております。そういった課題解決、地域の課題解決に向けては農福連携も、先ほど議員ご指摘ありましたように一つの重要なものと考えております。まだまだ農林課としましてそれぞれ農家さんのニーズでありますとか、障害者さんのニーズ等も把握してない状況でございますので、まずは福祉課ともいろいろ話をさせてもらったり、また農家さんのご意見も聞きながら研究等もしてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） ぜひとも前に進むように取り組んでください。約1割近い人が障害を持っておられます、この本町でも。先天的に障害を持っておられる方、また事故や病気で後天的に

障害になる方もおられます。いつ私たちがなるかも分からない。そうした中で畑田副町長、随分前に足をけがされて完治されておらず、不自由な中で副町長という大役を担って町の発展に尽力されていることには、もう頭が下がる思いです。そういった意味において、副町長、本町の障害者福祉の推進について思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 地方公共団体の役割として、地方自治法にもありますけども、福祉の増進・向上というものがこれが第一の役割であります。障害者福祉につきましても、本町の障害者福祉計画を策定をして推進しているところであります。今、お話がありましたけども、私事ではありますが、けがで動きの不自由なところもあります。それによって意欲の低下であったりとか生活や仕事への不安を感じる場合があります。特に将来に向けての不安は感じる事がよくあります。障害の程度もいろいろあると思いますけども、障害者の方が意欲や生きがいを持って生活できる環境づくりであったり、生活に安心感の持てる社会づくり、また議員ご指摘の農業分野等への参画、また、この農業分野に限らずいろんな分野に社会参画できる制度づくりであったり、いろんな取組があろうかと思えます。これらについては行政だけではなくて、事業者の方々であったり、地域の方々であったり、皆さんと協力をしながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 大変将来に向けて明るい答弁をいただきました。それでは、質問の2点目に移ります。質問の2点目は、第2次ほ場整備事業の推進と課題を問うものであります。日本の総人口は、2006年をピークに減少に転じ、超高齢化社会の到来で労働力の低下が大きな問題になっていることは既に述べているとおりです。農業就業人口においても、1970年代には700万人を超えていましたが、1990年代には480万人に減少し、2016年には200万人を割り込んでしまっています。こうした農業の衰退は、耕作放棄地を増加させ、今ではおおよそ50万haまで及ぶ荒れ果てた農地を先人たちは見て、どれほど残念に悲しんでいるかと思えば大変申し訳なく、情けなく、泣けてくると言わざるを得ません。また、食料自給率も昭和40年の73%、カロリーベースですが、減少し続け、2000年代に入っては40%を切り、近年までおおむね横ばいで推移しています。ロシア・ウクライナの長引く紛争、さらにはイスラエル・パレスチナの紛争を見る時、世界の食糧状況と、今後ますます膨らむ人口増加、さらには温暖化による気候変動などを考えると食料安保が日本の最大の課題と言っても過言ではありません。日本の食料を守るためにも、農業者の維持と所得向上の観点から、生産コストの削減は最重要課題であります。そのためにも第2次ほ場整備による大区画化や汎用化などを推進し、農地集積を図り、営農形態に合わせた農業生産基盤を整備することで労働時間の短縮や水管理、草刈り作業の省力化が可能となってきます。そこで次の質問をいたします。本町としての第2次ほ場整備に取り組む考えを再度伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農業就業人口の減少、農業者の高齢化等につきましては、議員の言われるとおりで、さらに農事組合法人等のオペレーター不足でありますとか、高齢化、生産資材の高騰、鳥獣被害対策等、本町の農業を取り巻く情勢につきましては、大変厳しい状況でございます。また、ほ場整備を行ってから20年から30年以上経過しまして、暗きょ排水でありますとか、用排水路の経年劣化、また、今の大型機械に対応できない狭い区画によります作業の

効率化の問題でありますとか、畦畔の草刈りや水管理にも支障が出てきております。こういった状況で、現状のほ場を次世代の若い人材の人に引き継がせて持続可能な農業を行うには難しい状況というふうに考えております。こうした状況を踏まえまして、農地を保全し、本町の基幹産業であります農業を持続的に維持していくためには、若い人材が夢を持って農業に取り組む基盤づくりが必要でありまして、スマート農業技術が十分発揮でき、少人数でも管理できる農地の再ほ場整備につきまして、限りなく分担金が発生しない形での整備を行いまして、規模拡大等によります若い人材を含む担い手育成、それから経営基盤の取組を今後、地域の合意を得ながら、県とも協議を行いながら事業を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 事業を実施してまいるという答弁をいただきまして、これ現実味が帯びてきたんじゃないかと思えます。そうしたことで、この第2次ほ場整備に期待する法人、大型農家から多く私のご意見をいただいているんですが、町としても意見は聞いておられるか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 先ほどの暗きょ排水でありますとか草刈り、農業を取り巻く課題につきましても、農業者の皆さんからも、これまでお伺いいたしまして、多面的機能支払交付金でありますとか、中山間地域等直接支払交付金によります支援を行ってきたところでございます。また先ほどお話がありました農地の大区画化につきましても、法人でありますとか大型担い手農業者からの要望を聞いております。また農林水産省から直接農業者の意見を聞きにこられたところもある状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 今の農家の方のご意見は、後でちょっと紹介させてもらいたいと思うんですが、やはり深刻に考えて捉えておられます。それでは、農地中間管理機構関連農地整備事業、これ機構関連事業と短縮して言うんですが、こうした事業の課題について伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農地中間管理機構関連農地整備事業でございますけども、以降は、機構関連と言わせてもらいますけども、この事業につきましても、地元負担がなく、地元負担がありますもう一つの事業であります農業競争力強化農地整備事業よりもメリットが大きいので、現在は、この機構関連を中心に検討している状況でございます。この機構関連の課題といたしましては、既に8割以上集積している法人等、あるいは担い手農家等の地域にありましては、現状のままでは採択を受けることができませんので、さらなる集積が必要でございます。今ある地域からもう一つ広げてというふうな取組が必要でございます。また再ほ場整備を行った全ての農地を担い手への農地集積が必要でございます。機構関連によりまして再ほ場整備を行った場合につきましても、農業者個人は基本的には営農することはできません。また事業効果につきましても、費用対効果が1以上であることが必要でございます。併せまして収益の向上性が条件となっております。販売額を20%増、または生産コストを20%以上削減することが要件となっております。昨日も答弁しましたが、販売額の増額につきましても、野菜等の高収益作物の作付での対応、それからコストの削減につきましても、再ほ場整備によります労力等のコストの削減額を検討していく必要があるというふうに考えております。また令和6年度に一部追加が予定されております。内容につきましても、中山間地域等人口減少が著しい

地域におきましては、省力化整備型につきましては、過去のほ場整備を契機に現行の実施要件等を達成しております、かつさらなる集積を行いますとか、保全管理コストの2割低減の要件を満たす地区を対象にいたしまして畦畔の区画でございますとか、のり面の関係者等の省力化のための整備を支援することが示されている状況でございますけれども、まだ具体的なものが出ておりません、要件等が。これにつきましては、4月以降に具体化のものが出るというふうに聞いておりますので、現在注視している状況でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） この課題というのが大きく言えば5つの条件があります。今、申されたように、この一つ一つの課題をクリアすることも大変な、ちょっと結構ハードル高いと思うんですが、それをぜひともクリアして、まずひな形になる、本町でまずどこかが手を上げて取り組んでいくというところに、全面的に町も県も協力して取り組んでもらいたい。先般、島根県の津和野町の特定地域づくり協同組合の視察に芸北の農家の方やら行かれたんですが、支所の方も。私は行けなかったんですが、そこでの話を聞いた時に、この第2次ほ場整備に取り組まれて、もう5反以上、50a以上の田んぼに区画され、あぜは2m以上のあぜ、だからトラクターとかバックフォアが入っていけるぐらいな広さのあぜを作って、アタッチメントをつけてから、もうのり面の草刈りなんかみんな機械でやってしまう。水路といたら、もう水路を設けてなくてパイプで水を運ぶ。全部そういったことで管理がすごく、もうコスト短縮です。もう一番の畦畔管理、草刈りというのが全然銭にならない仕事ですから、そういった面をやっぱりこれからやっていくと将来やっぱり農業をやろうという若者がどんどん出てくる。そういった思いをしておりますので、ちょっとこの間、行政相談に訪れられた農家の方のちょっと意見を紹介します。かいつまんで言います。経年とともに地権者が亡くなられる農家も散見され、これの相続人が誰なのか、またどこに住んでおられるのか。分かったところで遠隔の地であって、もう田んぼは要らないなどと農地中間管理機構への委託継続が困難となっている現実が見受けられると。こうした状況はますます増加すると予想される。第2次ほ場整備に支障を来すことも考えられ、この状態を看過すれば、耕作離れや管理不能用地の発生を助長し、農地の荒廃が加速していく。国による農地管理では、高額の管理費用が要るとされている。推定で10aあたり100万円ぐらい。それは無理である。このような農地を時代に合った管理できる公的機関はできないか。法人や大型農家では将来的に信用性がない。相続放棄地や不在者地主の地主が安心して農地を預けられるようにしてほしいという意見が出ております。そうした意味で、農地を放棄する地権者に対する取組、これについてちょっとお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 本町におきましても、過疎化に伴いまして不在地主は年々増え続けております。また未相続農地も多くなってきている状況でございます。地権者が町外に出ている場合につきましては、まだ縁もあり、大きな支障はないと思われましても、世代が代わり、本町に縁がなくなった場合につきましては、農地の貸し借りの手続も支障を来している状況でございます。また、不動産登記法の改正によりまして、本年7月からは相続登記が義務化されますけれども、これまでも地権者からは農地は要らないといった声でありますとか、農地を借り受けている担い手の方からは、地権者から高い地代を請求されているような声も聞いている状況でございます。登記に関する法律の関係もございまして、町として容易に解決できるものはございませんけれども、先ほどのご意見等もお伺いしてるところでございます。農地中間管理機構

という事業ございますけれども、これはあくまでも貸し借りのものでございます。農地を一括して所有して、今、ご要望に対する意見のような取組はまだできていないような組織でございます。そういったこともございますので、今、先進事例等の研究をしている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 農地中間管理機構の仕事と言え、今、言われたように、どうぞ貸しますよ、その土地借りますよと。その中間の手续をするだけのことであって、はっきり言って、責任というものはそんなに重たいものを持ってはならないんです。やはりそこで、今の使わなくなったから買ってこれという地主さんもいるんです。何とか買ってこれんかとか、なかなかそういったことで、この第2次ほ場整備をするに当たっては、これもまた、その不在者地主が増えていったりすると大きなハードルになってくるので、何とかその間を取り持つような公的機関というものも私は必要になってくると思うんです。その辺がどのように先進事例では取り組んでおられるのか研究してもらいながら、大きな課題であるということは認識していただいてもらいたいです。それでは、最後に機構関連事業に対する町負担、これ私の調べでは、町、自治体は10%負担するようになっているんですが、かなりの、1割といっても大きな金額になってくると思うので、その点について伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 本町は、中山間地域等に該当いたしますので、この機構関連を実施する場合の負担割合等でございますけれども、国が62.5%、それから県が最大32.5%で、町の負担は5%というふうになります。事業実施に当たりましては、地元調整から国、県への予算要求、それから事業開始、事業終了、営農開始まで10年程度の長期の期間も想定されますので、健全な財政運営が図れますように、財政政策課とも協議してまいりながら事業を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） この事業に対して、そうは言っても5%最低要るわけですよ。10億円の第2次ほ場整備事業をするという地域が出たら5000万円の負担ということで、かなりの負担になってくると思います。昨日も同僚議員から、北広島町の米が日本一になって、お米グランプリでも金賞・銀賞受賞する成果が上がってきて、やはり美しい田園文化都市を目指していくなれば、やっぱり将来にわたって、きちっと区画された、もう大型機械がバンバン動いたらスムーズにできるようなほ場ができて、管理もみやすいという、そういうものを残していこうじゃないですか。そういった意味で、私は、早急にこれ推進していく必要性を思っております、死なないうちに。そういった意味で、町長もいつまでも元気でられる保証はありません。早急にこの事業に取り組んでいくんだといった決意とかございましたら、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 私は、この再ほ場整備、どうしても進めていかなければならないものだというふうに思っています。農業者の高齢化、後継者不足、それから法人のオペレーターの高齢化などにより、このままだと本町の農地の荒廃が一気に進んでいくのではないかと大きな危機感を持っております。若者が喜んで、夢を持ってこの農地を守っていく。特に農地のほとんどは水稲でありますので、この水稲を作ってくれるためには、そうした環境をつくっていかねばならないと思っています。それが、この再ほ場整備だというふうに認識しております。

これは避けて通れないものだというふうに考えております。また、農地が荒廃していけば、本町の古くから伝わってきている伝統芸能、神楽や花田植、こういったものも廃っていく可能性はあるというふうに思いますので、ますますこの農地を確保して、青々と、あるいはきれいな農地を残していくということは必須科目というふうに思っています。農家の地主の皆さんにはいろいろな思いもあろうと思いますが、ぜひともこの再ほ場整備にご理解をいただいて、ご協力をいただいて進めていきたいというふうに考えているところであります。ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 全くそのとおりであると私も同感です。何とかこの議場におられる皆さんが目の黒いうちに、何とか一つできた、二つできた、三つできたと言って、将来この町は全て5反以上の水田で、水路も、もう水張り管理も楽、草刈りも楽、みんな、農業しようやというような本当田園文化の息づくまちを目指していただきたいと願って質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで、宮本議員の質問を終わります。以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じます。なお、次の本会議は3月21日、議案の審議、採決となっておりますので、よろしくお願ひいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 50分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~